

筑前町放課後児童健全育成事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

筑前町（以下「町」という。）では、学童保育事業の安定した運営の維持と質の高いサービスの提供を図ることを目的とし、放課後児童健全育成事業業務を民間事業者へ委託するため、事業者の募集を行う。運営能力、信頼性及び見積価格等を総合的に審査・評価する公募型プロポーザル方式により、町の保育水準を低下させることなく、安定した保育サービスを効果的に提供できる事業者を選定する。

1. 業務概要

（１）学童名及び施設規模

①筑前町立学童保育所みわっ子 SUN²クラブ

第１学童（２ユニット） 定員 70 名

所在地：福岡県朝倉郡筑前町新町 400 番地 学童専用施設（鉄骨造）

第２学童（２ユニット） 定員 44 名

所在地：福岡県朝倉郡筑前町新町 421 番地 5 筑前町総合支所 2 階

②筑前町立学童保育所のびのびクラブ

第１学童（２ユニット） 定員 70 名

第２学童（２ユニット） 定員 40 名

所在地：福岡県朝倉郡筑前町東小田 436 番地 1 学童専用施設（鉄骨造）

③筑前町立学童保育所すくすくクラブ

第１学童（２ユニット） 定員 50 名

第２学童（２ユニット） 定員 60 名

所在地：福岡県朝倉郡筑前町砥上 2059 番地 学童専用施設（鉄骨造）

④筑前町立学童保育所みなみにこにこクラブ

1 ユニットのみのみ 定員 18 名

所在地：福岡県朝倉郡筑前町三並 1354 番地 三並小学校 別棟 桜ヶ丘ルーム

※委託事業者は、①②③④を一括して募集する。各学童ごとの応募は認めない。

（２）見積上限額

※上記（１）の番号に係る見積上限額（非課税）

①107,868,000 円（３年間）

うち、令和 8 年度 35,190,000 円

令和 9 年度 35,986,000 円

令和 10 年度 36,692,000 円

②107,868,000 円（３年間）

うち、令和 8 年度 35,190,000 円

令和 9 年度 35,986,000 円

令和 10 年度 36,692,000 円

③107,868,000 円（3 年間）

うち、令和 8 年度 35,190,000 円

令和 9 年度 35,986,000 円

令和 10 年度 36,692,000 円

④35,956,000 円（3 年間）

うち、令和 8 年度 11,730,000 円

令和 9 年度 11,995,000 円

令和 10 年度 12,231,000 円

（3）業務の内容

「筑前町放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」のとおり

（4）委託実施期間

業務履行期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間）

準備期間：委託予定事業者決定後から令和 8 年 3 月 31 日まで

2. 選定方式

公募型プロポーザル方式

※参加希望事業者が 1 者のみであった場合にも実施する。選定後、一定の基準に満たない場合は決定を行わないことがある。

3. 参加資格

業務委託仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できる者であって、次の要件の全てを満たしている者であること。なお、複数の事業者による共同提案は認めない。

- （1）令和 7 年 4 月 1 日現在、3 年以上学童保育所の運営又は受託実績があること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （4）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （5）学童保育所を安定して運営するために十分な経営基盤や社会的信望を有した事業者であること。
- （6）当町から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- （7）国税及び地方税に滞納がないこと。
- （8）放課後児童健全育成事業において、他の地方公共団体から業務停止及び取消処分を受けていないこと。
- （9）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2（議員の私企業への就業制限）、第 142 条（首長の請負人になることの禁止）、第 166 条（副市長の兼職禁止）、第 169 条（会計管理者）、第 180 条の 5 第 6 項（委員会委員の請負人になることの禁止）及び第 196 条（監査委員の兼職禁止）に抵触する者が属する団体でないこと。
- （10）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。

4. 運営に関する条件

(1) 条例等の遵守

筑前町学童保育所条例（平成 29 年筑前町条例第 11 号）及び同条例施行規則（平成 29 年筑前町規則第 19 号）、筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年筑前町条例第 12 号）に定める内容を遵守すること。

(2) 開所日と休所日

開所日…月曜日～土曜日

休所日…日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

※上記のほか、例年お盆期間（8 月 13 日～8 月 15 日）も休所。

(3) 開所時間

平日（学校がある日）…下校時から午後 6 時 30 分まで

長期休校日、土曜日等（学校が休みの日）…午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

※長期休校日、土曜日等とは、休所日以外で学校が休みの日をいう。

（ただし、災害等での休校時を除く）

5. 選定方法及びスケジュール

(1) 方法

1 次審査（参加資格審査） 参加資格を満たす事業者であるか審査を行う。

2 次審査（プレゼンテーション） 見積金額、運営内容等について総合的に審査を行う。

(2) 選定の方針

- ① 提案の審査は「筑前町学童保育所運営業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において選考基準を定め、公平かつ客観的に審査を行う。
- ② 1 次審査は応募事業者から提出された応募書類の審査により行い、2 次審査は、選定委員会においてプレゼンテーション方式による総合的審査により、優先交渉権者を決定する。
- ③ 2 次審査後、優先交渉権者と町は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉がまとまらない場合は、選定において次点であった者と交渉を行うこととする。
- ④ 2 次審査の選定結果については、11 月中に、応募した事業者に書面をもって通知する。（提案された内容については、交渉の際に実施の可否を含め判断する。本プロポーザルの結果は、提案の内容すべての実施を認めるものではない。）

(3) 選定スケジュール

選定のスケジュールは下表のとおり予定しています。

※日程は変更となる場合があります。

内 容	日 程
プロポーザル参加申請受付期間	9月30日（火）～10月17日（金） 17：00
質問受付期間	9月30日（火）～10月8日（水） 17：00
質問回答	10月15日（水）
1次審査（参加資格審査）	10月22日（水）
1次審査結果通知	10月24日（金）※予定
企画提案書受付期間	10月27日（月）～11月7日（金） 17：00
2次審査（プレゼンテーション）	11月14日（金）※予定
審査結果通知	11月21日（金）※予定

6. 質疑応答

(1) 質問書受付方法

本プロポーザルの実施要領及び仕様書に関する質問については、質問書（様式6）に簡潔に記載の上、10月8日（水）17時までに「20. 事務局」に記載のメールアドレスへ電子メールにて提出すること。なお、電子メールの表題は「筑前町放課後児童健全育成事業業務委託に関する質問」とすること。

(2) 回答方法

質問書に対する回答は、公平を期すため、10月15日（水）17時までに筑前町ホームページにて公開する。なお、質問書への回答は、本要領および仕様書の追加または修正として取扱うこととする。

7. 参加申請手続き

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 業務実績を証明する書類（任意様式）
- ④ 営業許可通知書の写し
- ⑤ その他必要書類（提出時において、いずれも発行後3か月以内のもの）

営業所一覧表（様式3）

委任状（様式4）

使用印鑑届（様式5）

印鑑証明書

経営規模等総括表又は財務諸表等

納税証明書（国税）

滞納がないことを証する証明書（市町村税）

履歴事項全部証明書（法人）

代表者の本籍地市町村が発行した身分証明書（個人）

※提出部数は、各正本1部

※令和7年度筑前町競争入札参加資格審査申請を行っている場合は、④及び⑤は省略可。

(2) 提出期間

令和7年9月30日（火）から令和7年10月17日（金） 17時まで

（3）提出方法

「20. 事務局」へ直接持参または郵送により提出すること。

持参による提出の場合は開庁日の17時までに行うこと。

郵送による提出の場合は、10月17日（金）17時必着とする。

8. 企画提案書作成要領

（1）提出書類

① 企画提案書

「筑前町放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」の要件を満たす企画提案書（様式7）を付し、A4ファイルに綴じて背表紙に提案者名（プロポーザル時の呼称）を記載したもの
ア 「筑前町放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」の業務内容を反映した提案を行うこと。

イ 企画提案書は「A4判・横書き・両面印刷・左綴じ」とする。図表等で必要な場合のみA3版を織り込んでも差し支えないが、A4版に折って綴じこむこと。

ウ 企画提案書には各項目及びページ番号を記載し、1ページ目に目次（各項目の表示及び当該ページ番号）を記載すること。

② 業務委託見積書（様式8）

「9. 見積要領」を満たすものであって、封入捺印のもの

③ 見積内訳書（任意様式）

（2）提出部数

①は8部（正本1部、副本7部）、②及び③は各1部

（3）提出期間

令和7年10月27日（月）～11月7日（金） 17時まで

（4）提出方法

「20. 事務局」へ直接持参または郵送により提出すること

持参による提出の場合は開庁日の17時までに行うこと

郵送による提出の場合は、11月7日（金）17時必着とする

（5）参加辞退

プロポーザル参加申請書を提出後、参加を辞退する場合は、令和7年10月27日（月）までに、「プロポーザル参加辞退届」（様式9）を提出するものとする。必ず電話にて事前連絡の上、郵送または持参にて提出すること。この場合、プロポーザル参加申請書（様式1）以外の提出書類は郵送または手交にて返却する。ただし、企画提案書等提出後の辞退はできないものとする。なお、参加辞退により、以後、事業者が不利益な扱いを受けることはない。

（6）疑義照会

提出された企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて当町から疑義事項の照会を行うことがある。

9. 見積要領

見積は、「業務委託見積書」（様式8）により行うものとする。なお、見積にあたっては、以下の点に注意すること。

（1）令和8・9・10年度ごとの3年分を合算し、本町が示している委託範囲に基づき、各学童ごとに見積を行うこと。

- (2) 「業務委託見積書」(様式8)については、各学童ごとに記載すること。なお、「見積内訳書(任意様式)」については、各学童ごとにそれぞれの内訳書を作成すること。
- (3) 見積は、1.(2)の「見積上限額」(非課税)に留意し、作成すること。
- (4) 本業務は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。
- (5) 放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、放課後児童クラブに勤務する職員の処遇改善のため、放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)を実施することを見積に含むこと。
- (6) 人件費及び物価高騰を勘案すること。

10. 審査方法

(1) 1次審査(書類審査)

1次審査は、提出された参加申請書類等により審査し、決定する。

① 実施日

令和7年10月22日(水)

② 結果通知

令和7年10月24日(金)17時までに審査結果を1次審査通過者にのみ電話にて連絡する。書面による通知については、令和7年10月27日(月)以降に全ての参加事業者へ送付する。※日程は変更となる場合あり

③ 審査内容に対する問い合わせ及び異議申し立て

参加希望者は1次審査の実施後、不知または内容の不明を理由としての問い合わせ及び異議申し立てをすることはできない。

(2) 2次審査(プレゼンテーション)

プレゼンテーション審査を実施し、選定委員が「11. 評価方法」に基づいて審査・採点し、最も得点の高い事業者を優先交渉権者として1者選定する。日程等は下記のとおりとする。

① 実施日

令和7年11月14日(金) 予定 ※日程は変更となる場合あり

② 実施場所

コスモスプラザ生涯学習館2階 会議室1・2・3 (※変更の場合は別途通知)

③ その他

審査時間及び使用機器類等、詳細は「13. プレゼンテーション(企画提案書説明)要領」のとおりとする。

11. 評価方法

- (1) 2次審査における評価は、プレゼンテーション及び見積価格の総合評価によって行う。
- (2) 2次審査における評価点は最高100点とする。内訳として企画提案審査(配点90点)と提案見積額の評価(配点10点)とする。
- (3) 参加希望者が1者の場合であっても、2次審査(プレゼンテーション審査)を開催し、選定を行う。なお、評価点が総合計の50%を下回る場合は、その企画提案を採用せず、失格とする。
- (4) 評価点が同点となった場合は、「12. 評価項目及び評価ごとの配点」における配点が15点の項目の合計点(小数点以下切り捨て)が高い方を上位とする。当該合計点も同点

の場合は、くじ引きにより順位を決定し、優先交渉権者を選定する。

12. 評価項目及び評価ごとの配点

(1) 評価項目及び評価項目ごとの配点は、以下のとおりとする。

N o	評価項目	配点
1	事業者の運営方針	5 点
2	経営状況	10 点
3	受託実績及び業務体制	10 点
4	危機管理体制	10 点
5	衛生管理	5 点
6	支援員等の雇用に関する待遇	10 点
7	支援員等の資質向上のための計画	10 点
8	保育内容	15 点
9	連絡・協力体制	10 点
10	特色のある取り組み	5 点
11	見積価格	10 点
合 計		100 点

(2) 得点化方法

各項目を次に示す 5 点～1 点までの 5 段階評価を行い、得点化方法により得点を付与する。

評価	評価内容	得点化方法
5 点	非常に優れている	配点 × 100%
4 点	優れている	配点 × 80%
3 点	ふつう (標準)	配点 × 60%
2 点	不十分	配点 × 40%
1 点	非常に不十分	配点 × 20%

13. プレゼンテーション（企画提案書説明）要領

プレゼンテーション（企画提案書説明）は以下の要領で行うこと。

- (1) プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。
- (2) 提案時間は 20 分以内とする。
- (3) 企画提案書の各項目についての説明を終えたあと、10 分以内で質疑応答を行うものとする。
- (4) プレゼンテーションは「Microsoft PowerPoint」等を用いて行うこと。

- (5) プレゼンテーションに使用する必要機材のうち、スクリーンについては、本町にて用意するものとする。(その他については、各自にて用意すること。)

14. 審査結果の通知

審査結果は、次により通知・公表する。

- (1) 通知日
令和7年11月21日(金) 予定 ※日程は変更となる場合あり
- (2) 結果通知
審査結果については、全ての2次審査参加事業者に文書で通知する。また、優先交渉権者との協議・交渉が整い契約予定事業者が決定した時は、事業者の名称を筑前町ホームページに公表する。

15. 軽微な不適合がある場合について

参加事業者の提出書類に軽微な不適合があることが判明した場合は、その内容を事務局が審議し、その取り扱いについて決定するものとする(参加事業者にヒアリングを行う場合もあり)。

なお、その不適合が重大または悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、当該参加事業者を失格とし、すでに決定した事項は取り消すものとする。

16. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加事業者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 本実施要領「3.参加資格」を満たしていない場合、または満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
- (3) 応募書類の内容に虚偽の記載がされた場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく遅刻または欠席した場合
- (6) 本実施要領「1.(2)見積上限額」を超える見積金額が提案された場合
- (7) 選定会議の審査の前に、参加希望者が選定会議の委員に直接・間接を問わず連絡を求め又は接触した場合、そのほか町民に疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合

※審査は非公開とし、審査に対する異議申し立ては一切受け付けない。

17. 契約について

契約は以下のとおり行うものとする。

- (1) 契約書は、本町と優先交渉権者で協議を行い作成するものとする。
- (2) 契約内容についての協議は、優先交渉権者決定の通知をした後、すみやかに行うものとする。
- (3) 協議の結果、優先交渉権者と契約に至らなかった場合には、次点の提案事業者と契約を前提に協議を行うものとする。
- (4) 令和8年度入所児童数確定後、提出された業務委託見積書(様式8)及び見積内訳書(任意様式)の金額をもとに再度見積を徴収する。なお、契約期間中に入所児童数に大幅な増減が生じた場合等には、予算の範囲内で別途協議することができる。
- (5) 委託予定事業者決定後から令和8年3月31日までの間を準備期間とする。なお、準備に要する費用は、事業者の負担とする。
- (6) 特別な支援を要する児童を受け入れた場合は、別途契約を行う。なお、特別な支援を要す

る児童数は各学童ごとに算定する。

- (7) 令和8年度当初以降において、運営すべきクラブ数ないし特別な支援を要する児童が増減する場合やその他やむを得ない事情が生じた場合は、別途協議することができる。

18. その他・留意事項

- (1) 本実施要領に記載がない事項については、双方協議のうえ、これを定めるものとする。
- (2) 全ての提出書類の押印については、印鑑証明書の印鑑と同じものを使用すること。
- (3) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 提出書類受付後の書類の差し替え・返却・再提出は認めないものとする。
- (5) 提出書類は、原則として返却しない。(8.企画提案書作成要領(5)参加辞退の方法による場合を除く)
- (6) 参加事業者からこの実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属するが、本町が審査や報告等に必要範囲において無償で利用できるものとする。

19. 実施要領等の交付に関する事項

実施要領等の交付は、筑前町ホームページ上で行う。

(実施要領及び各種申請書類は、筑前町ホームページからダウンロード可)

20. 事務局

筑前町役場 こども課 児童福祉係 (担当：深見)

所在地：〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地コスモスプラザ生涯学習館 2 階

電 話：0946-42-6581 F A X：0946-42-2011

E-Mail：kodomo@town.chikuzen.fukuoka.jp

【参考資料】

- ・筑前町学童保育所条例
- ・筑前町学童保育所条例施行規則
- ・筑前町放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・筑前町学童保育所利用児童数集計表（令和6年4月1日～令和7年9月1日まで）
- ・みわっ子 SUN²クラブ第1学童・第2学童図面
- ・のびのびクラブ第1学童・第2学童図面
- ・すくすくクラブ第1学童図面
- ・すくすくクラブ第2学童予定施設図面
- ・みなみにこにこクラブ学童（桜が丘ルム）図面